

昭和27年5月1日



第5号

足立区政ニュース

THE ADACHI KUSEI NEWS

行 50
 所 役 所
 足立区 1-1-1
 東京都 足立区 北葛城
 北葛城 十集
 島十集
 総務課 総務係
 浅草 044015
 足立 3115
 東京都足立区千住2-55
 巧文社印刷所(織田)
 電話足立 3406
 3767



東京の家恋しさに、入園して
 から四日目、オヤツの飴を持
 つて、線路依いに帰ろうとし
 た子もいたという区立上総湊
 養護学園の子供達は、もう十
 つかり学園生活に慣れて、与
 眞のように元気な毎日を送つ
 ている。

○去る三月十六日入園した第
 六期生は四十四名、学力の低
 下云々は、一十一〇である
 という数字的な見方であつ
 て、学校の教室では行えない
 自然科学、偏食の是正、躰教
 育等むしろ大局からみたらか
 えつて児童教育の成果は上つ
 ているかもしれないという学
 園長の言葉通り、午前六時三
 十分の起床から午後八時三十
 分の就寝まで、身の廻りの整
 理から学習、おさらいと保母
 さんの指導で手際よくやつて
 ゆく。

○三か月の学園生活がおわ
 ると、「平均二疋も体重が増
 え、お行儀や言葉が良くなつ
 たと出迎えの父兄を喜ばす
 ようになる」といふ保母さん
 に甘えながら子供達は文字通
 り、よく学びよく遊び且つ良
 く喰べていた。

昭和二十七年 和 予算決まる

第二回足立区議会で

本年第二回足立区議会は去る三月二十七日から別項の議事日程により開会された。案件は三日間に亘り慎重審議が行われ二十九日原案通り可決された。

議事日程

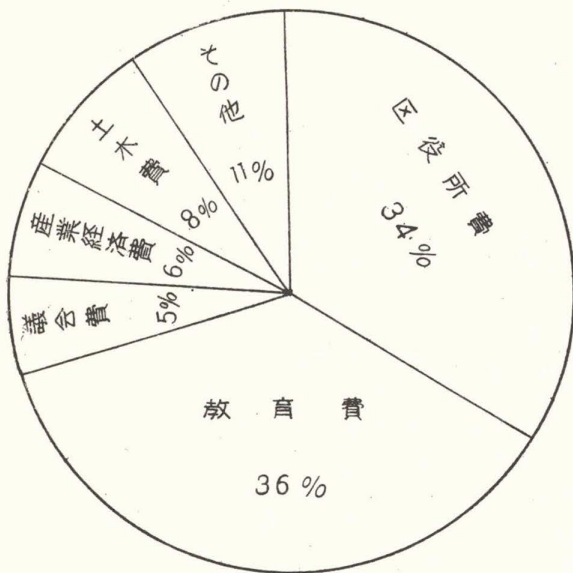
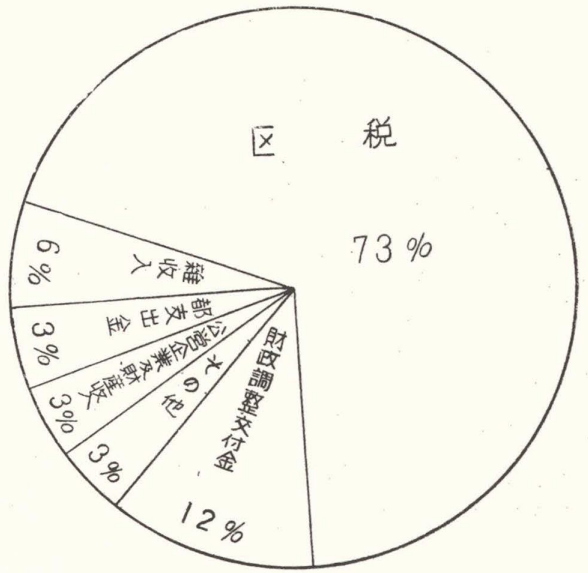
- 第一 昭和二十五年東京都足立区歳入歳出決算
- 第二 東京都足立区立小学校分校廃止について
- 第三 東京都足立区立小学校設置について
- 第四 東京都足立区立幼稚園設置条例
- 第五 東京都足立区立幼稚園条例
- 第六 昭和二十七年東京都足立区歳入歳出予算
- 第七 東京都足立区公益質屋設置条例
- 第八 東京都足立区公益質屋条例
- 第九 公益質屋資金借入について
- 第十 東京都足立区質屋事業会計設置について
- 第十一 基本財産増額について
- 第十二 一時借入について

第十三 昭和二十六年東京都足立区才入才出追加更生

- 都足立区才入才出追加更生 予算
- 第十四 昭和二十七年東京都足立質屋事業歳入歳出予算
- 第十五 昭和二十七年東京都足立区歳入歳出追加予算

昭和二十七年東京都足立区歳入歳出予算

歳入の部	科目	本年度予算額		前年度予算額		増減
		本年	前年	本年	前年	
歳入の部	区税	二四、七四〇、五九〇	二一、八七〇、四二四	二、八七〇、一六六		増
	公営企業及び財産収入	九、一八三、〇六五	二、〇〇〇	九、一八一、〇六五		増
	使用料及び手数料	七、三六六、〇七六	二、八八八、六〇〇	四、四七七、四七六		増
	福祉事業収入	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	〇		増
	都支入金	九、〇〇〇、七三〇	八、四九六、五五五	五〇四、一七五		増
	寄附金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇		増
	繰入金	二、〇九八、三六〇	〇	二、〇九八、三六〇		増
	繰越金	一八、〇七五、一六九	四、七四二、二六六	一三、三三二、九〇三		増
	雑収入	八、四七一、二七六	〇	八、四七一、二七六		増
	財政調整交付金	三三、五六一、二九三	一九三、七八〇、五五六	一六一、二六九、二七三		増
歳入合計		一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇			
歳出の部	区役所費	一、五、六七、六六〇	一、二、八〇九、八〇〇	二、八八七、一四〇		減
	土木費	一、三、二五三、九七三	九一、一四〇、〇九八	三、一四三、八七五		減
	建設費	二、六、六七、九四九	一、三、一五三、六七八	一、三五四、二七二		減
	教育費	二、〇、四三、九五〇	五、四四、四七五	一、五八〇、四七五		減
	社会費	二、一、四八三、八〇〇	五、四、一五、三七七	六、三三九、二五五		減
	民生費	一、九、五五五、一三三	一、五、六、一八三、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇		減
	選挙費	九、九七九、七八七	八、四四五、四〇〇	一、五三四、三八七		減
	選任費	九、七四九、六二四	三、二四五、八六〇	六、五〇三、七六四		減
	選任費	一、四七三、六三四	五、八七三、七八三	三、四〇〇、一四九		減
	諸費	六、〇三三、五三三	九、四六、二〇三	三、四二二、六七〇		減
歳出合計	三三、五六一、二九三	四、三三三、〇〇〇	三、八二五、〇〇〇		減	



昭和二十七年東京都足立区歳入歳出追加予算

科目	予算額
都支出金	九、四四三、〇八〇
繰越金	二、九、一五八、〇四九
合計	三、八、六〇一、一、二九九
歳出の部	
教育費	三、八、六〇一、一、二九九
計	三、八、六〇一、一、二九九

第三回区議会

副収入役に城氏就任

第三回足立区議会(定例会)は四月十八日区議事堂で開会され別項の議案が審議の結果原案可決となった。

なお本区会で任期満了に伴う新副収入役選任については現副収入役の城彌総司氏が区長の再選任により議会の同意を得て引き続き副収入役の職に就くことになった。

提出議案左の通り

- 一 第二十二号議案東京都足立区公益質屋に対する資金前渡について
- 二 第二十三号議案東京都足立区営運動場条例の一部を改正する条例
- 三 東京都足立区副収入役選任同意方について

都割当量の三八%を占む

産米供出完遂感謝祭

昭和二十六年年度の東京都の産米供出割当量は二万五百石であつたが、この中約三八%を占める七、七五〇石の産米供出を完了した本区の産米供出完遂感謝祭が四月二十五日午後一時から江北高校講堂で盛大に行われた。

この日はあいにくの雨であつたが、区経済課の招きで集まつた約千五百人のお百姓さん達は、参列の区長、議長の挨拶、都知事以下来賓の祝辞や式後の演芸に拍手を送り、満足そふであつた。

なお当日の表彰者は次の通り

- 坂田照三郎(竹の塚町七二四)
- △細井安秀(保木町三八〇)
- △山崎健藏(伊興本町二九六五)
- △大塚純藏(古千谷六八四)
- △福田元房(入谷町一二一八)
- △榎本阿久太郎(本木五の三七〇七)
- △江川仁太(西新井町一五)
- △石山千代松(上谷中町二二二)
- △石鍋初太郎(六町二〇七〇)
- △遠山金藏(花畑町二〇一五)
- △金子幸次(五兵衛町七二四)
- △鶴飼西藏(四ツ家町一八六)
- △藤波嘉平(伊興町三五四)

國連協会

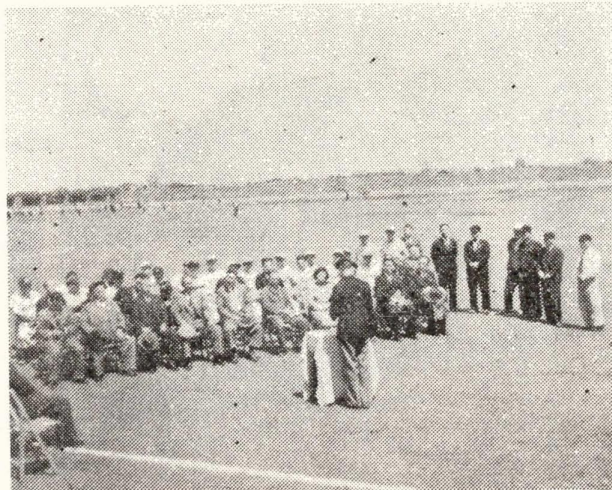
足立支部結成

- 四) △小泉伸太郎(北鹿浜町三一六四)
- △作安次郎(加賀皿沼町三七八)
- △西野市太郎(一ツ家町二三二七)
- △牛込吉次(島根町一一二九)
- △鳥塚兼吉(普賢寺町二〇八)
- △村越寿美藏(大谷田町二二八九)

世界の平和と安全を維持し世界各国のよりよい生活の建設に大きな役割を果している国際連合を支持する日本国際連合協会は昭和二十二年三月結成以来、国際連合の目的実現に努力してきたがその後新たに都道府県を単位として支部が結成され協力態制の強化を図つており東京都でも昨年六月東京本部を設置、以来活躍を続けてきているが、これに呼応して本区でも去る四月十一日午後一時から区議会議事堂で区内各種団体の幹部が発起人となり日本国際連合協会東京都足立支部の結成式を行つた。なお支部長には全員の推薦で区長が就任した。

区營千住新橋運動場

昨年十一月、失業対策事業の一環として荒川放水路堤塘敷内に建設中であつた区營運動場がこのほど竣工、四月二十七日午前十時から区軟式野球連盟春季決勝戦若人対千二チムが区長の始球式により同



(写真は区營運動場開所式)

グラウンドで運動場開きをかね熱戦を展開した。
この運動場の完成により緑町運動場を利用するには距離的に不便であつた堤北の居住者が健全な体育レクレエーションを行ふ場所として最適の同運動場を利用できるようになつた。

区營の公益質屋開業

従来都營でやつていた公益質屋が、この四月一日から次の要領で区營により業務を開始しました。どうぞ気軽に御利用下さい。

場所 千住寿町三四
千住公益質屋

本木町二の一	一八四
西新井公益質屋	自午前九時
取扱時間	至午後六時
日曜祝日は休業	貸付金額
一世帯八千円まで	貸付利率
月三分	

昭和二十五年年度東京都足立区歳入歳出決算

歳入	歳出
区税	議会費
財産収入	区役所費
手数料及	土木費
福社事業	建築対策費
都支出金	教育費
寄付金	保護事業費
繰入金	福祉事業費
雑収入	産業経路費
財政調整	選挙費
交付金	徴税費
公営企業	財産費
合計	諸支出金
	予備費
	配付金
	返納金
	特別納付金
	災害復旧費
	計

七月一日から實施の

住民登録法とは……

○登録法制定の理由

市区町村住民の居住関係を常に明らかにし、住民の日常生活についての利便を図るとともに、各種行政事務処理の資料とするために行われてきた今までの寄留制度は、市町村居住の全員を登録するものでないため、行政上の利用価値にとぼしく、現在では殆んど制度本来の目的を達していない状態にあった。

他方、市区町村では、配給制度実施の必要上、昭和十五年頃から寄留簿とは別に、市区町村の住民を世帯別に登録し、配給事務はもとより選挙、教育、徴税、衛生、統計、生活保護、住民の居住関係の証明等各種行政事務処理の上で、重要な住民把握のため基礎資料として、世帯台帳を調整していたが、この台帳は法令上の根拠も戸籍との関連性もなく、本人の申告だけを基礎としているため、これを市区町村の公簿として行政上の基礎資料とするには不十分であった。しかもこの制度は配給制度の廃止に伴い、附随的に廃止されることにな

るので、これに代る完全な制度を早急に樹立しなければならぬ必要から、現行の寄留制度と世帯台帳制度の長を採り短を捨て、これを統合した住民登録制度の創設をみたのである。

○登録制度の性格

市区町村の住民を確実に把握し、その居住関係を公証するこの制度は、住民の利便や、住民登録の結果を各種の行政目的に利用することからみても、これらの行政事務を処理している市区町村が、この制度によつて多くの利益を受ける点に鑑み、この登録事務は市区町村の固有事務として処理されることになった。この点戸籍事務が市区町村の国家からの委任事務であるのと大きな相違がある。

○登録の対象

市区町村の区域内に住所(各人の生活の本拠を指す)を有するものであつて、その本籍の所在が、いづれにあるかわ問わない。

○登録の対象にならない者
○外国人登録令によつてその居住地の市町村に登録されて

いる日本の国籍を持たぬ朝鮮人、台湾人等

○天皇及び皇族

○外国政府の公務を帯びて日本に駐在する者、並らびにこれらの家族。

○連合国軍の将兵及び連合国軍に附属し又は随伴する者、並らびにこれらの家族。

○連合国最高司令官の任命又は承認した使節団の構成員及び使用人並びにこれらの家族

○施行の方法

七月一日午前零時現在で一齐に住民の全部を登録することとなつてゐるが、その主な点は

①世帯主又はこれに代る者は施行の日から五日内に、その世帯の全員について氏名、生年月日、性別、世帯主との続柄、本籍、住所等の登録事項を住所地の市区町村長に届け出なければならない。

②住所と本籍地とが異なる者については、住所地の市区町村から登録事項を本籍地の市区町村に通知し、これを受けた本籍地では、この事項と戸籍の記載とを照合した結果を折返し住所地に通知する。これによつて住所と本籍地とが異なる者についても住民票と戸籍との連絡がとれ、住民票の記載の正確性を確保することができることになる。

③市区町村は最初の登録を迅速且つ正確に実施するため、臨時に調査員を委嘱し、住民全部から洩れなく正確に届出がされるように届書用紙の各世帯に対する集配、調査を行い住民票の記載をし、その他一般にわたり市区町村吏員の事務の補助をすることになつてゐる。

④従来の寄留簿は、住民登録制度がこれに代るべき制度であるので廃止され又従来行われていた世帯台帳の制度も当然消滅する。

○住民登録制度の利点

①この制度を利用することによつて、簡易にしかも權威のある居住、身元、扶養家族、印鑑その他の各種証明を得ることが出来る。

②従来各種の謄抄本を必要としていた各種の場合に本籍地に照会するまでもなく住所地で住民票の謄抄本の交付を受けて戸籍の謄抄本に代用させることができる。

③住民票は戸籍と関連をもつてゐるので、本籍によつてその人の住所を知ることができるとともに住所によつて本籍を明らかにすることが出来る。

④この制度の活用によつて市区町村の事務の簡素化が実現される結果、住民のため能率

のよいサービスが提供されることになる。例えば選挙人名簿、学令簿、予防接種台帳等の調製及び主食の配給、地方税の賦課徴収、生活保護法の実施等の事務は住民票をもつてとして処理されるため、全般を通じて所要経費の節減が可能となり住民の税負担がそれだけ軽減される原因となる。

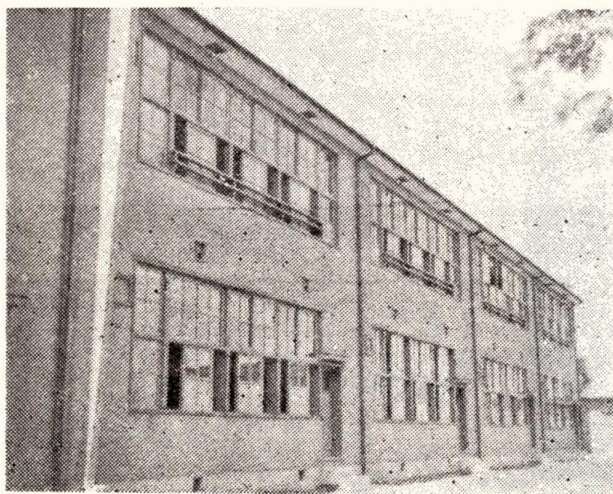
て申し上げましたが、ここでも今から区民各位にお願いしておきたいことは
①住民登録法施行に当り、調査員が各世帯をお訪ねして届書の集配をいたします際正確に届出がなされるように御用意願います。
②届書を出した後住所が変更した時はその都度必ず区役所にお届け下さい。

西新井第一小学校新設

学校教育の充實圖る

三月下旬まで西新井小学校の分校として授業を行つてきた西新井町一〇番地の西新井小学校分校が四月一日から

新しく足立区立西新井第一小学校となり、独立校として同校は昭和二十六年度六、三年制整備費の増加により、六年制の教室を増築し、七、八年生の生徒数が増加するに



この新設された西新井第一小学校は、市内最大の児童数を擁する大規模な学校として、交通の便が良く、近隣の商店街や住宅地と一体となった立地にある。また、校舎は最新の設備を備え、充実した教育環境を提供する。